

新潟市統計功労者表彰実施要領

昭和59年3月10日

(表彰の目的)

第1 この要領は、新潟市が実施した統計調査について、その功績が特に顕著な登録調査員に感謝状を贈呈し、統計思想の啓発と円滑な統計調査の推進を図ることを目的とする。

(表彰の基準)

第2 市長は、登録調査員として10年以上従事している者で、かつ各種統計調査に20回以上従事したもののうち、次の各号に該当するときは、これを表彰することができる。ただし、この表彰は、当該功労者について、1回限りとする。

- (1) 調査票提出期限の厳守、良好な調査票回収率、調査票内容審査の適正等、おう盛な責任観念に徹している者
- (2) 統計思想の普及及び宣伝について顕著な功績があった者
- (3) 永年統計業務に従事し、他の調査員の範として推奨すべき業績があった者

(表彰の方法)

第3 表彰は、毎年実施する登録調査員研修会の席上において、2年に1回、市長が受賞者に感謝状及び記念品を贈呈して行う。

附 則

1 この要領は、平成17年3月21日から実施する。

(合併に伴う経過措置)

- 2 合併に伴い、合併前の市町村において各種統計調査の調査員として各種統計調査に従事した年数及び回数については、合併後において通算をする。
- 3 合併前の市町村において第2に規定する表彰と同種の表彰を受けた者は、第2に規定する表彰を受けたものとみなす。